

## 協定項目 9号 資料

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

#### 1. 協議項目の要旨・留意点

新設合併の場合は、関係市町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は失職することとなるが、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、合併協議により引き続き合併市町村の職員としての身分を保証することが義務付けられている。

給与等についても、合併の前後で著しい不均衡が生じないように取り扱う必要がある。

関連資料については、別紙のとおり。

#### 2. 提案の理由

人事管理及び職員の処遇の適正化の観点並びに適正規標準拠の原則に従うとともに合併特例法の趣旨に沿った内容で提案する。

#### 3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）

- (1) 2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。  
なお、現職員については、現給を保障する。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分ごとの定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。
- (4) 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

- (1) 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名については、合併時に調整する。
- (4) 現職員については、現給を保障する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

#### 4 . 参考法令等（条文等抜粋）

市町村の合併の特例に関する法律

（職員の身分取扱い）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

\*平成15年4月1日現在

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い																											【職員の定数・配置数】						総務部会						人事厚生分科会					
分野名	川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			里村			上飯村			下飯村			鹿島村			合計																	
	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引															
市町村長の事務局の職員	402	402	0	79	72	7	64	64		65	66	1	66	63	3	55	41	14	43	45	2	101	90	11	29	27	2	904	468	34															
議会の事務局の職員	8	8	0	3	3	0	2	2		2	2	0	3	2	1	2	1	1	2	2	0	2	2	0	2	1	1	26	23	3															
教育委員会の職員	128	123	5	28	18	10	25	26	1	22	20	2	34	24	10	16	7	9	13	11	2	20	20	0	5	5	0	291	254	37															
選挙管理委員会の職員	3	1	2	1		1			1	(1)	1	1	(2)	1	2	1	1	2		2	1	1	0	1	1	0	12	4	8																
監査事務局の職員	3	3	0	1		1			1	(1)	1	1	1	0	1		1	1		1							9	4	5																
公平委員会事務局の職員	1	0	1																																										
農業委員会事務局の職員	8	7	1	4	3	1	3	2	1	2	2	0	4	2	2	2	1	1	1		1	1	0	1				25	17	8															
普通会計の職員	553	544	9	116	96	20	94	94	0	93	90	3	109	92	17	78	51	27	62	58	4	125	113	12	38	34	4	1,268	1,172	96															
公営企業等	上水道	22	22	0	4	4	0	6	6	0	5	5	0			0						0							37	37	0														
	簡易水道	5	5	0																									5	5	0														
	交通																				9	8	1				9	8	1																
	診療所等																	14	12	2							14	12	2																
	小計	27	27	0	4	4	0	6	6	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	14	12	2	9	8	1	0	0	0	65	62	3														
定数外の職員数 (派遣職員)	0	3	3																									0	3	3															
合計	580	574	6	120	100	20	100	100	0	98	95	3	109	92	17	78	51	27	76	70	6	134	121	13	38	34	4	1,333	1,237	96															

その他の会計の職員数(再掲)

特別会計等	国保			介護保険			下水道			その他			合計																	
	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引															
国保				2			3			3			1			1			1			1			13					
介護保険				3						2			2			2			1			1			1			12		
下水道							2									2						1						7		
その他							1						1			10			2			31						59		
合計				6			3			6			4			15			6			34			2			91		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)	・職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。 ・職員の給与制度については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併時に調整する。 なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとする。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
給料表の種類	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	
	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	
行政職給料表(一)	1 級 主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う主事若しくは技師の職務	1級 主事補又は技師補の職務	1級 主事補又は技師補の職務	1級 主事補の職又は技師補の職	1 級 主事補又は教諭の職	
	2 級 主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う主事若しくは技師の職務	2級 主事又は技師の職務	2級 主事又は技師の職務	2級 主事の職又は技師の職	2 級 主事又は教諭の職	
	3 級 知識又は経験を有する主事又は技師の職務	3級 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	3級 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	3級 高度な知識又は経験を有する主事の職又は技師の職	3 級 高度な知識又は経験を有する主事又は教諭の職	
	4 級 知識又は経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務	4 級 係長又は主査の職(5 級に各付けた係長、主査を除く。)	4級 主査の職務	4級 係長の職又は主査の職	4 級 係長、次長、主査の職(5 級に格付けた係長、次長、主査を除く)	
	5 級 高度の知識又は長期の経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務・係長の職務	5 級 高度な知識又は経験を有する係長、保健師長、主査の職	5級 係長又は係長と同等の職で規則で定める職務	5級 困難な業務を処理する係長の職又は主査の職	5 級 高度な知識又は経験を有する係長、次長、主査の職	
	6 級 高度の知識又は長期の経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務・係長の職務	6 級 課長補佐又は主幹の職	6級 課長補佐又は課長補佐と同等の職で規則で定める職務	6級 課長・局長・所長の職・課長補佐の職・高度な知識又は経験を有する係長又は主査の職	6 級 課長、局長(7, 8 級に格付けた課長、局長、を除く)又は参事(7 級に格付けた参事を除く)の職	
	7 級 特に高度の知識及び長期の経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務・係長の職務・課長補佐級の職務・参事の職務	7 級 課長、局長又は参事の職(8 級に各付けた課長、局長、参事を除く。)	7級 1 課長、所長、議会事務局長、各委員会の事務局の長の職務 2 参事の職務	7級 課長・局長・所長・参事の職(8 級に格付けた課長・局長・所長・参事の職を除く)	7 級 課長、局長又は高度な知識経験を有する参事の職(8 級に格付けた課長、局長を除く)	
	8 級 参事の職務・課長級の職務・参与の職務・部長、議会事務局長又は教育部長の職務	8 級 高度な知識又は経験を有する課長、局長又は参事の職	8級 1 特に重要な業務を所掌する課長 2 特に重要な業務を所掌する参事	8級 困難な業務を有する課長・局長・所長・参事の職	8 級 高度な知識又は経験を有する課長、局長の職	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
給料表の種類	行政職給料表（一）	行政職給料表（一）	行政職給料表（一）	行政職給料表（一）	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・国行(一)(二) ・医(一)(二)(三)をベースに検討する。	
	行政職給料表（二）	行政職給料表（二）	行政職給料表（二）	行政職給料表（二）		
	医療職給料表（一）	医療職給料表（一）	医療職給料表（一）	医療職給料表（一）		
	医療職給料表（二）	医療職給料表（二）	医療職給料表（二）	医療職給料表（二）		
	医療職給料表（三）	医療職給料表（三）	医療職給料表（三）	医療職給料表（三）		
行政職給料表（一）	1級 主事若しくは技師の職務（定型的な業務を行う職務）	1級 主事補又は技師補の職務	1級 主事補、技師補、主事、技師の職務、幼稚園教諭の職務（定型的な業務を行う職務）	1級 主事補若しくは技師補の職務（定型的な業務を行う職務）	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 主事又は技師の職務（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	2級 主事又は技師の職務（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	2級 主事又は技師の職務、幼稚園教諭の職務（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	2級 主事又は技師の職務（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）		
	3級 主事又は技師の職務（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	3級 高度の知識又は経験を有する主事又は技師の職務	3級 主事又は技師の職務、幼稚園教諭の職務（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	3級 主事又は技師の職務（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）		
	4級 係長又は主査の職務（5級に掲げる係長を除く）	4級 係長の職務又は主査の職務	4級 係長又は主査の職務	4級 主査、係長又は係長の職と同等の職で規則で定める職の職務		
	5級 課長補佐又は特に重要な係長の職務（6級に掲げる課長補佐を除く）	5級 課長補佐又は主幹の職務 高度の知識又は経験を有する係長の職務	5級 課長補佐又は主幹の職務、敬老園副園長の職務、共同調理場所長の職務	5級 主幹、課長補佐又は課長補佐の職と同等の職で規則で定める職の職務		
	6級 課長、事務局長、参事又は特に重要な課長補佐の職務（7級に掲げる課長、事務局長又は参事を除く）	6級 課長、事務局長、事務長、参事の職務 高度の知識又は経験を有する課長補佐又は主幹の職務	6級 課長、事務局長、教育次長、敬老園長、参事の職務	6級 高度な知識又は経験を有する、主幹、課長補佐又は課長補佐の職と同等の職で規則で定める職の職務。参事、課長、議会事務局長又はこれらの職と同等の職で規則で定める職		
	7級 重要な業務を所掌する課長、事務局長又は参事の職務（8級に掲げる課長、事務局長又は参事を除く）	7級 高度の知識又は経験を有する課長、事務局長、事務長、参事の職務	7級 課長、事務局長、教育次長、敬老園長、参事の職務（高度な知識経験を有し、重要な業務を行う職務）	7級 特に重要な業務を所掌する、参事、課長、議会事務局長又はこれらの職と同等の職で規則で定める職の職務		
	8級 特に重要な業務を所掌する課長、事務局長又は参事の職務	8級 特に高度の知識又は経験を有する課長、事務局長、事務長、参事の職務	8級 課長、事務局長、教育次長、敬老園長、参事の職務（特に高度な知識経験を有し、重要な業務を行う職務）	8級 特に高度な知識及び経験を有し、重要な業務を所掌する、参事、課長、議会事務局長又はこれらの職と同等の職で規則で定める職		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
行政職給料表(二)	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員, 労務職員	
医療職俸給表(一)						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
行政職給料表(二)	1級 電話交換手の職務 しゆんせつ船、えい船等の作業船の乗組員の職務 一般技能職員の職務 理容、調理、裁縫等の家政的業務を行う職員の職務 自動車運転手の職務 守衛又は巡視の職務 用務員、労務作業員、消毒婦、洗濯婦、炊婦等の職務	1級 技師補の職務	1級 技能職員又は労務職員 自動車運転手の職務	1級 用務員の職務 労務作業員の職務 事務見習又は技能見習の職務 応接員の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 相当の技能又は経験を必要とする作業船の乗組員の職務 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う家政職員の職務 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務	2級 技師	2級 相当の技能又は経験を有する自動車運転手の職務	2級 自動車運転手の職務 一般技能労務職員の職務 (物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員) 電話交換手の職務 作業船等の乗組員の職務 家政職員の職務 守衛又は巡視の職務 数名の用務員、消毒婦、洗たく婦、炊事婦を直接指揮監督する主任又は困難な業務を行う用務員等の職務 数名の労務作業員を直接指揮監督する作業主任又は相当の経験を必要とする労務作業員の職務		
医療職俸給表(一)	1級 医師又は歯科医師の職務	1級 医師の職務	1級 医師又は歯科医師の職務	1級 医師又は歯科医師の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 医師又は歯科医師の職務	2級 診療所の所長の職務、高度の知識又は経験を有する医師の職務	2級 医師又は歯科医師の職務	2級 病院の診療科の長の職務		
	3級 医師又は歯科医師の職務		3級 診療所の診療科の長の職務	3級 診療所の所長又は病院の副院長の職務		
	4級 診療所の所長の職務、歯科診療所の所長の職務		4級 診療所の所長の職務、歯科診療所の所長の職務	4級 病院の院長の職務		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類・初任給基準】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
医療職俸給表(二)						
医療職俸給表(三)						
初任給基準	行(一)	行(一)	行(一)	行(一)	行(一)	
大学卒	2級2号級	2級2号級	2級2号級	2級2号級	2級2号級	
	171,500円	171,500円	171,500円	171,500円	171,500円	
短大卒	1級5号級	1級5号級	1級5号級	1級5号級	1級5号級	
	149,200円	149,200円	149,200円	149,200円	149,200円	
高校卒	1級3号級	1級3号級	1級3号級	1級3号級	1級3号級	
	139,500円	139,500円	139,500円	139,500円	139,500円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類・初任給基準】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
医療職俸給表(二)	1級 診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士の職務 歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	1級 歯科技工士、歯科衛生士、栄養士の職務	1級 診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士の職務 歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	1級 診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士の職務 歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 薬剤師又は獣医師の職務 困難な業務を行う診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士、歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	2級 高度の知識又は経験を有する歯科技工士、歯科衛生士、栄養士の職務	2級 薬剤師又は獣医師の職務 困難な業務を行う診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士、歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	2級 薬剤師又は獣医師の職務 困難な業務を行う診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士、歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務		
	3級 薬局長又は獣医師である係長の職務		3級 薬局長の職務 歯科技工士の職務 獣医師である係長の職務	3級 薬局長又は獣医師である係長の職務		
	4級 困難な業務を行う薬局長又は獣医師である係長の職務		4級 家畜診療所の所長の職務	4級 困難な業務を行う薬局長又は獣医師である係長の職務		
医療職俸給表(三)	1級 准看護師の職務	1級 准看護師の職務	1級 准看護師の職務	1級 准看護師の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務		
	3級 保健師長又は助産師長の職務	3級 保健師長又は看護師長の職務	3級 保健師長又は看護師長の職務	3級 保健師長又は看護師長の職務		
	4級 困難な業務を行う保健師長又は助産師長の職務	4級 困難な業務を行う保健師長又は看護師長の職務	4級 困難な業務を行う保健師長又は看護師長の職務	4級 困難な業務を行う保健師長又は看護師長の職務		
初任給基準	行(一)	行(一)	行(一)	行(一)	合併時まで、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整 ・国の基準により調整	
大学卒	2級2号級 171,500円	2級2号級 171,500円	2級2号級 171,500円	2級2号級 171,500円		
	1級5号級 149,200円	1級5号級 149,200円	1級5号級 149,200円	1級5号級 149,200円		
短大卒	1級3号級 139,500円	1級3号級 139,500円	1級3号級 139,500円	1級3号級 139,500円		
	1級3号級 139,500円	1級3号級 139,500円	1級3号級 139,500円	1級3号級 139,500円		



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【通勤手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)	・通勤手当については、国の基準及び類似団体を参考に、合併時に、新たな制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
1. 交通機関の利用者						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
支給額	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
2. 自動車等の利用者						
支給要件	国家公務員に同じ	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上
支給額		1km～2km 1,000円	1km～2km 2,400円 2km～3km 3,300円	1km～2km 1,600円		
	2km～3km 4,100円		3km～4km 3,500円 4km～5km 3,700円	2km～4km 2,300円		1km増すごとに 200円加算
	20kmまで1km増すごとに 500円加算	2km～5km 2,000円	5km～6km 4,100円 6km～7km 4,300円	4km～6km 3,300円		10kmまで
	20km 12,000円		7km～8km 4,500円 8km～9km 4,700円	6km～8km 3,700円		
		国家公務員に同じ	9km～10km 4,900円 10km以上 5,000円	8km～10km 4,100円		
		国家公務員に同じ		10km以上 6,500円		国家公務員に同じ
		国家公務員に同じ				国家公務員に同じ
	20km～25km 14,000円	国家公務員に同じ				20km以上 11,300円
	25km～30km 16,500円	国家公務員に同じ				
	30km～35km 19,000円	国家公務員に同じ				
	35km以上 20,900円	国家公務員に同じ				
	国家公務員に同じ					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【通勤手当】	総務部会	人事厚生分科会
調整方針(案)							
分野名	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	国家公務員		
1. 交通機関の利用者							
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	交通機関等利用が常例・徒歩通勤した場合2km以上		
支給額	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	45,000円までは、運賃相当額		
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	を超える場合 を超える額の1/2を加算 (限度額5,000円)		
2. 自動車等の利用者							
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合2km以上		
支給額			5km未満	2,000円			
			5km～7km	4,200円			
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	7km～9km	6,000円	国家公務員に同じ	5km未満	2,000円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	9km～11km	7,700円	国家公務員に同じ	5km～10km	4,100円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	11km～13km	9,400円	国家公務員に同じ	10km～15km	6,500円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	13km～15km	11,100円	国家公務員に同じ	15km～20km	8,900円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	15km～17km	12,800円	国家公務員に同じ	20km～25km	11,300円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	17km～19km	14,500円	国家公務員に同じ	25km～30km	13,700円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	19km～21km	16,200円	国家公務員に同じ	30km～35km	16,100円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	21km以上	17,600円	国家公務員に同じ	35km～40km	18,500円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ			国家公務員に同じ	40km以上	20,900円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【扶養・住居手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）	扶養手当については、全て国の基準どおりのため、現行のまま新市に引き継ぐ。 借家・借間については、全て国の基準どおりもため現行のまま新市に引き継ぐ。 持ち家については、国の基準及び類似団体を参考に、合併時に、新たな制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
3. 扶養手当						
配偶者	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
2人まで(配偶者扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
1人(配偶者非扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
1人(配偶者なし)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
その他	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
特定期間の加算	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
4. 住居手当						
(1)借家・借間						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
支給額 家賃23,000円以下	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
家賃23,000円 ～55,000円未満	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
家賃55,000円以上	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	
(2)持ち家(世帯主)						
支給額 通常	5,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
新築・購入の場合 (5年間)						
(3)配偶者等の居住する借家・借間						
支給要件						
支給額						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【扶養・住居手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	国家公務員	
3. 扶養手当					平成15年度	
配偶者	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	14,000円	
2人まで(配偶者扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	6,000円	
1人(配偶者非扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	6,500円	
1人(配偶者なし)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	11,000円	
その他	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	5,000円	
特定期間の加算	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	5,000円	
4. 住居手当						
(1)借家・借間						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	家賃月額 12,000円超	
支給額 家賃23,000円以下	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	家賃額-12,000円	
家賃23,000円 ～55,000円未満	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	$(家賃額-23,000円) \times 1/2 + 11,000円$	
家賃55,000円以上	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	27,000円	
(2)持ち家(世帯主)						
支給額 通常	1,000円	2,500円	2,500円	2,500円	1,000円	
新築・購入の場合 (5年間)	2,500円				2,500円	
(3)配偶者等の居住する借家・借間						
支給要件					家賃月額 12,000円超	
支給額					家賃額-12,000円	



川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【単身赴任・期末勤勉手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	国家公務員	
5. 単身赴任手当						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	
支給額	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	基本額 23,000円 加算 距離 100km～300km 6,000円 300km～500km 12,000円 500km～700km 18,000円 700km～900km 24,000円 900km～1100km 30,000円 1100km～1300km 35,000円 1300km～1500km 40,000円 1500km～ 45,000円	
6. 期末手当					平成15年度	
6月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.55	
12月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.70	
計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	3.25	
7. 勤勉手当					平成15年度	
6月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	0.70	
12月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	0.70	
計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.40	
8. 期末勤勉手当基礎額に加算する割合					平成15年度	
市町村の8級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	国家公務員4級以上100分の20以内	
市町村の7級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10		
市町村の6級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10		
市町村の5級	100分の5	100分の5	100分の5	100分の5		
市町村の4級	100分の5	100分の5	100分の5	100分の5		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い		【時間外勤務・宿日直・特殊勤務手当・旅費】		総務部会	人事厚生分科会	
調整方針(案)	時間外勤務手当(割増率)については、関係市町村間において差異がないので、現行のまま新市に引き継ぐ。 宿日直手当については、国の基準及び類似団体を参考に、合併時に、新たな制度等を制定する。 特殊勤務手当については、新市の機構との調整を図り、合併時に、新たな制度等を制定する。 旅費については、新市区域の旅費の設定等に考慮し、合併時に、新たな制度等を制定する。						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
9. 時間外勤務手当 割増率							
平日	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25 / 100加算	国・県に同じ 正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 150 /100	正規の時間外 125 / 100 22:00 ~ 5:00 25/100の加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25 / 100加算		
休日	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	5:00 ~ 22:00 135/100 以外は160/100	平日の率にそれぞれ 10/100加算		
10. 宿日直手当							
宿直	和光園・自然の家 5,900円	4,200円(実際の支給はない)	4,000円	4,200円(実際の支給はない)	3,500円		
日直	和光園・自然の家 5,900円	4,200円(実際の支給はない)	4,000円		6,000円		
	本庁その他(宿・日直共)4,200円						
11. 特殊勤務手当	東京事務所勤務(日1,750円) 税務調査事務(日150円) 税務徴収事務(日200円) 有毒薬品等取扱業務(日250円) クリーンセンター業務(日300円) 薬剤散布業務(日250円) 防疫業務(日450円) 葬斎場業務(日300円) 保健指導業務(日150円) 社会福祉事務(生活保護)(日250円) 社会福祉事務(その他)(日150円) 行旅病人等取扱業務(移送等)(日1,000円) 行旅病人等取扱業務(死亡人)(一体5,000円) 養護老人ホーム業務(日額200円) 養護老人ホーム業務(死亡処理)(一体2,000円) 保育所業務(保育)(日150円) 保育所業務(調理)(日100円) 地籍調査業務(日250円) 用地交渉(日500円) 少年自然の家勤務(日200円) 給食センター業務(日150円) 簡易水道業務(計量・収納)(日250円) 簡易水道緊急業務(その他)(日200円)	町税事務に従事する職員(月800円) 伝染病防疫作業に従事する職員(支給なし) 特殊自動車乗務手当(支給なし) 検針手当(支給なし) 有毒薬品取扱手当(支給なし) 作業手当(支給なし) 水源地ポンプ室管理手当(月額500円)	町税事務に従事する職員(月1,000円) 伝染病防疫作業に従事する職員(日1,000円) 自動車運転専門職員(月2,000円) 防災ダム管理主任技術者(月5,000円) 有毒薬品取扱手当(月1,000円) 作業手当 工業用水管理手当(月1,000円)	税務手当(賦課事務)(月1,000円) 税務手当(徴収事務)(日200円)実際の支給なし 防疫手当(日600円)実際の支給なし 保健手当(月600円) 水道手当(施設管理に従事する職員) (月1,000円)	税務手当(月500円) 防疫手当(支給なし) 水道管理手当(月500円) 休養施設管理手当 (月額給料の4月~7月・9月は18%, 8月26%, 10月~3月12%)		
12. 旅費							
旅費の額 鉄道賃	普通車実費(片道50km以上普通急行料金及び片道100km以上特別急行料金加算) 50km以上座席指定料金支給	普通車実費(片道100km以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(県外につき片道100km以上の急行料金、片道300km以上の特急料金特別車両、座席指定料金は実費を加算)	県外...1等運賃 県内...2等運賃(片道100km以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(片道100km以上の急行料金及び特別車両、座席指定料金を加算)		
船賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
航空賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
車賃	実費	実費	実費	37円/km	37円/km		
日当	県内日帰り 550円又は1,100円 県外 2,200円	郡内、川内、串木野 0円 陸路25km以上 2,000円	甌島を除く川薩管内 1,000円 2,000円	郡内(5時間未満) 700円(5時間以上) 800円	郡内(甌島を除く)及び川内市 0円 2,000円		
宿泊料 県内	9,800円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円		
県外	13,100円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【時間外勤務・宿日直・特殊勤務手当・旅費】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	備 考	
9. 時間外勤務手当 割増率						
平日	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算		
休日	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算		
10. 宿日直手当						
宿直	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円		
日直	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円		
			看護師5,800円			
11. 特殊勤務手当	防疫手当 支給なし 医師手当(月1,000,000円以内) 歯科医師手当(月500,000円以内) 行路死亡人手当 支給なし 火葬取扱手当 支給なし 水源地管理手当(月4,000円)	税務手当(回500円) 伝染病防疫手当 支給なし 医師手当(月750,000円以内) 夜間看護手当(回4,200円) 歯科医師手当(月300,000円以内) 歯科技工士手当(月300,000円以内)	税務手当 (月500円) 防疫手当 支給なし 医師手当 (月600,000円以内)(医学研 (月275,000円)(手術 (月300,000円以内)(出張診療 往診料相当額/1回 獣医師手当 支給なし 歯科医師手当(月100,000円) 歯科技工士手当(月50,000円) 看護手当(月2,000円)(手術1回2,000円) 保健手当(月50,000円)(保健師) 清掃手当(月3,000円)(ゴミ処理職員・運転手) (日200円)(臨時ゴミ処理) 放射線取扱手当 支給なし 火葬手当 支給なし	医師手当(月200,000円) 保健手当(月50,000円) 火葬手当(平成14年12月廃止) 社会教育主事手当 (月 橋梁の20%以内)		
12. 旅費						
旅費の額 鉄道賃	普通車実費(片道100km以上の急行料金、特別 車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(片道100km以上の急行料金、特別 車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(片道300km以上の特急料金、100km 以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実 費を加算)	普通車実費(片道100km以上の急行料金は実費 を加算)		
船賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
航空賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
車賃	実費	実費	実費	37円/km		
日当	島内 800円	-	村内 1,000円	-		
	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円		
宿泊料 県内	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円		
県外	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円		